

各位

令和4年9月

松山市勝山町2丁目3番地1 建設国保ビル内

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会

TEL 089-943-5525

一般建築物石綿含有建材調査者講習会受講のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2022年4月に、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出の義務化がスタートし、2023年10月から有資格者による事前調査の義務化が始まります。会員様からも資格試験の開催を望む声が多く寄せられておりました。そこで、講習機関の一つである「一般財団法人日本環境衛生センター」にご協力いただき、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を一定の条件をもとに開催する運びとなりました。つきましては、下記開催条件をご一読いただき、受講を希望される方は、「受講申込書」に記入後 FAX をお願いします。

開催が決定しましたら、受講申込みをされた方には、メールで個別に開催のお知らせ及び受講資格確認書類提出依頼のご案内を致します。

記

開催会場	開催日・講習時間(2日連続受講)	定員
愛媛県生活文化センター 第1研修室	令和5年2月21日(火)(9:30~18:00)	40名
松山市北持田町139-2	令和5年2月22日(水)(9:30~17:40)	

※駐車場(40台)はありますが、他の催し等がありましたら駐車が出来ない場合がございます。駐車が出来なかった時に他の駐車場を探せるだけの余裕の時間をもってお越しください。又は、公共交通機関をご利用ください。

【受講料】: 50,000円(税込)(当協会の会員外は、55,000円(税込))

※事前にお振込みによる入金となります。(後日、開催が決定後にご案内を致します。)

※定員になり次第締め切らせて頂きます。

※受講者が20名以上にて開催(※20名未満の場合は中止になる場合がございます)

【内 容】 動画視聴による講義、試験

資格取得には全て講義を受講後に修了考査(試験)に合格することが必要です。

修了考査(試験)中はテキストを見ることはできません。

不合格の場合には改めて再試験を受けることになります。

再試験は後日になりますが、今後、当協会での開催予定がございません。(一財)日本環境衛生センターが直接開催する会場となりますので、県外会場になると思います。

【受講資格】 受講資格については別紙の受講資格区分1~10のいずれかに該当する必要がありますので必ずご確認ください。(開催が決定しましたら受講資格が確認できる書類の提出をお願いします。)

【その他】 講習会ではコロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として、マスク着用の徹底、入場時の検温、入室時のアルコール消毒、ソーシャルディスタンスの保持の整列を皆様にご協力をお願いします。

【申込期限】 令和4年12月20日(火)

一般社団法人 愛媛県中小建築業協会 行き

一般建築物石綿含有建材調査者講習会
受講申込書

開催会場	開催日・講習時間(2日連続受講)	定員
愛媛県生活文化センター 第1研修室 松山市北持田町 139-2	令和5年2月21日(火)(9:30~18:00) 令和5年2月22日(水)(9:30~17:40)	40名

(ふりがな) 事業所名称				
TEL			FAX	
受講資格 区分番号 (別紙参照)	(ふりがな) 受講者氏名			
	メールアドレス			

※メールアドレスは、正確に記入をお願いします。

※発熱や咳などの症状がある場合は参加を控えてください。

※参加される際には、必ずマスクを着用してください。消毒・検温にもご協力ください。

申込先 FAX 089-943-5545

【申込期限】 令和4年12月20日(火)

【受講資格】

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	卒業後の建築に関する実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	建築に関する実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関する実務経験年数：5年以上
8	8-a 石綿作業主任者技能講習を修了した者（実務経験年数不問）	
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局(日本環境衛生センター)までお問い合わせください。】		
日本環境衛生センター研修事業部 石綿講習グループ 044-288-4919		